

長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針（叩き台）

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により、水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針として、「長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を次のとおり定める。

1 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項

(1) 水資源の保全のための方針

清らかで豊かな水は、全ての生命の源であり、私たちの日常生活や経済活動を支え、文化を育むとともに、豊かな生態系を形成していく上で貴重な資源であり、全ての県民が将来にわたって引き継いでいかなければならない。

その水資源は、日本アルプスをはじめとした山岳地帯に水源を有し、その涵養機能は、県土の 8 割を占める森林や山裾に広がる水田が担っている。

水資源を保全するためには、水源涵養機能の維持を推進するとともに、いつ、誰が、どのような目的で水源地域の土地取引等が行われるか常に把握し、当該土地の取引等について適切に指導・監視していくことが必要である。

基本指針においては、用語の定義、水資源保全地域の指定に当たっての考え方、同地域において土地所有者等が配慮すべき事項などを定めるものとする。

(2) 用語の定義

ア 水資源

水道用水、農業用水、工業用水等として用いられる資源としての水をいう。

イ 水源地域

公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその上流区域又は周辺区域をいう。

ウ 水資源保全地域

水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して、水源涵養機能の維持など水資源の保全のため必要があると認める区域であって、知事が条例第 9 条により指定する区域をいう。

エ 土地所有者等

条例第 4 条と同じ。

オ 基本原則

条例第 2 条と同じ。

2 水資源保全地域の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方

水資源保全地域の指定については、条例第9条により、次の3つの方法が定められている。

基本指針においては、水資源保全地域の指定に当たっての基準となるべき事項を定めるものとする。

ア 水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域について、当該区域を管轄する市町村長が指定の申出をし、知事が指定する方法

イ 水源地域が複数の市町村の区域にわたる場合や隣接する他の市町村に所在する場合など、市町村長が他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定を要請する場合の当該区域について、知事が関係市長村長の意見を聴いて指定する方法

ウ 土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源保全地域として指定することが特に必要であると認める区域のうち、当該区域を管轄する市町村長からの指定の申出及び他の市町村長からの指定の要請がない場合の当該区域について、知事が関係市長村長の意見を聴いて指定する方法

(2) 区域設定の考え方

水資源保全地域の水源別の区域設定の考え方は、次のとおりとする。

ア 地表水（河川水、伏流水、湖沼水及びダム水）から原水を取り入れる場合
山間地においては、公共の用に供する水源に係る取水地点に対する集水区域の全部（国有林及び公有林を除く。）を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とすることができる。

山間地以外においては、イと同様とする。

イ 地下水（浅層地下水、深層地下水及び湧水）から原水を取り入れる場合
公共の用に供する水源に係る取水地点から一定距離（1キロメートルを基本とする。）の範囲について、水源の地形、地質、取水深度等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、全部又は一部の区域（都市計画法に規定する市街化区域又は用途地域など市街地を形成している区域を除く。）とする。

(3) 区域設定にあたっての留意事項

ア 指定の区域については、地番及び「水資源保全地域図」で示すものとする。

イ 水資源保全地域の指定に当たっては、次の事項に配慮しながら、適切に行うものとする。

(イ) 林業、観光業など地域における産業の健全な発展も併せて図ること。

- (i) 森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図ること。

3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、その保全を図る必要がある地域であり、特定の行為が水資源に著しく影響を及ぼすことが想定される。

このため、土地所有者等は、水源地域における土地利用に関する他の法令及び条例第10条（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出）等の規定を遵守するとともに、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 水資源の確保が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 水資源の保全に支障を及ぼさないよう適正な土地利用を行うこと。
- (3) 森林の水源涵養機能を維持し、向上させるために整備が必要な場合は、県及び市町村と協力して必要な措置が図られるよう努めること。
- (4) 森林及び水田については、水源涵養機能を有する土地であることの重要性を認識し、善良な管理の下で使用するなど、機能維持に努めること。

4 その他水資源の保全に関し必要な事項

水資源の保全に当たっての土地所有者等、事業者及び県民の責務については、条例第4条から第6条までに、次のとおり定められているが、これは水源地域に限らず、県内全域を対象として取り組まれ、又は努められるべきことである。

なお、水資源保全地域を除く水源地域における土地所有者等にとっては、特に3に準じた配慮に努めるものとする。

(1) 土地所有者等の責務

土地所有者等は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為をしないよう努めなければならない。

(2) 事業者の責務

事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に十分な配慮をしなければならない。

(3) 県民の責務

県民は、水資源の保全についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

水資源保全地域の指定範囲イメージ（地表水の場合）

集水区域全域を指定範囲とする場合

指定面積 150ha

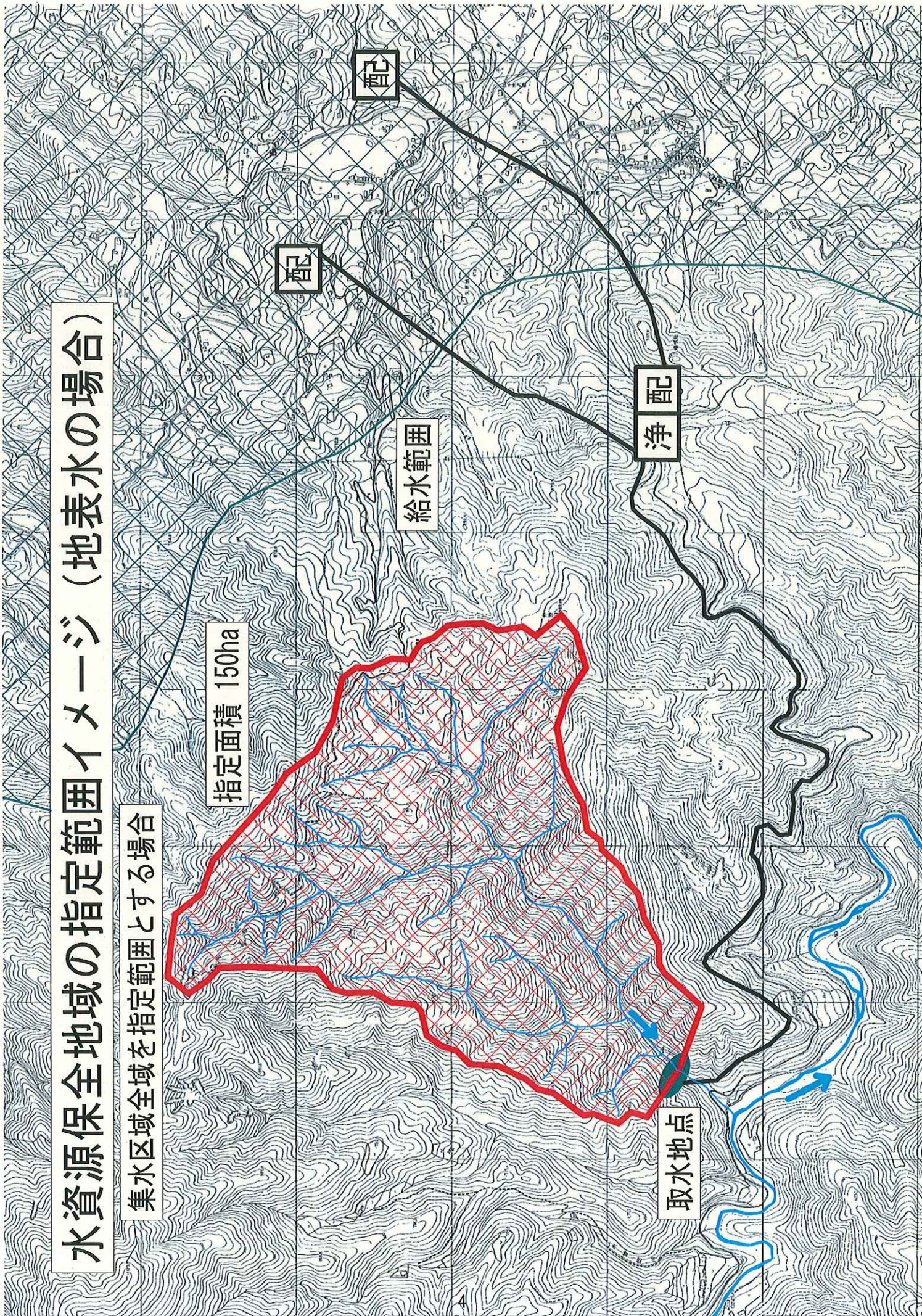
給水範囲

取水地点

浄配

配

配



水資源保全地域の指定範囲イメージ（地表水の場合）

集水区域内の国有林以外を指定範囲とする場合

国有林面積 60ha

集水面積 150ha

指定面積 90ha

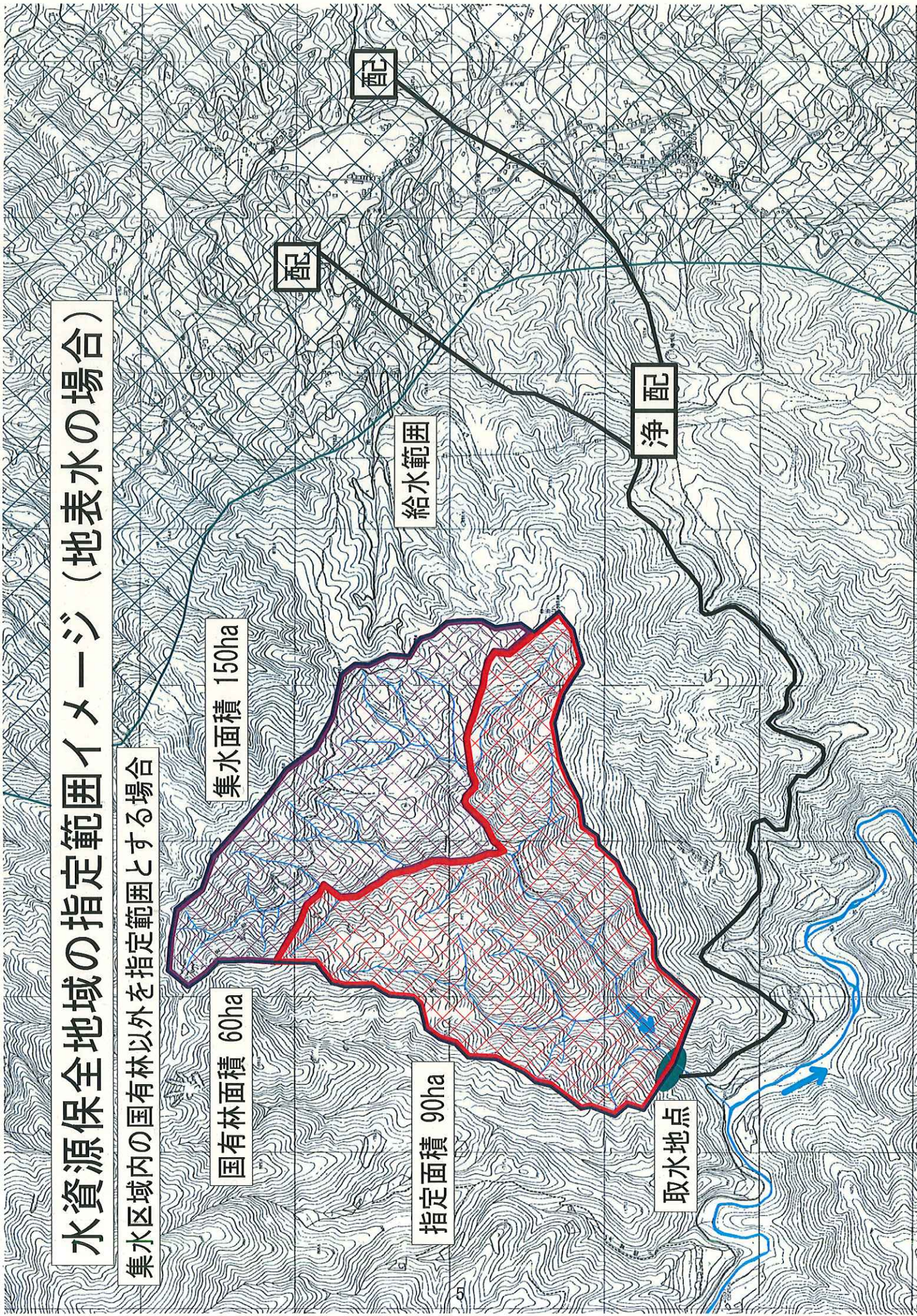
給水範囲

浄配

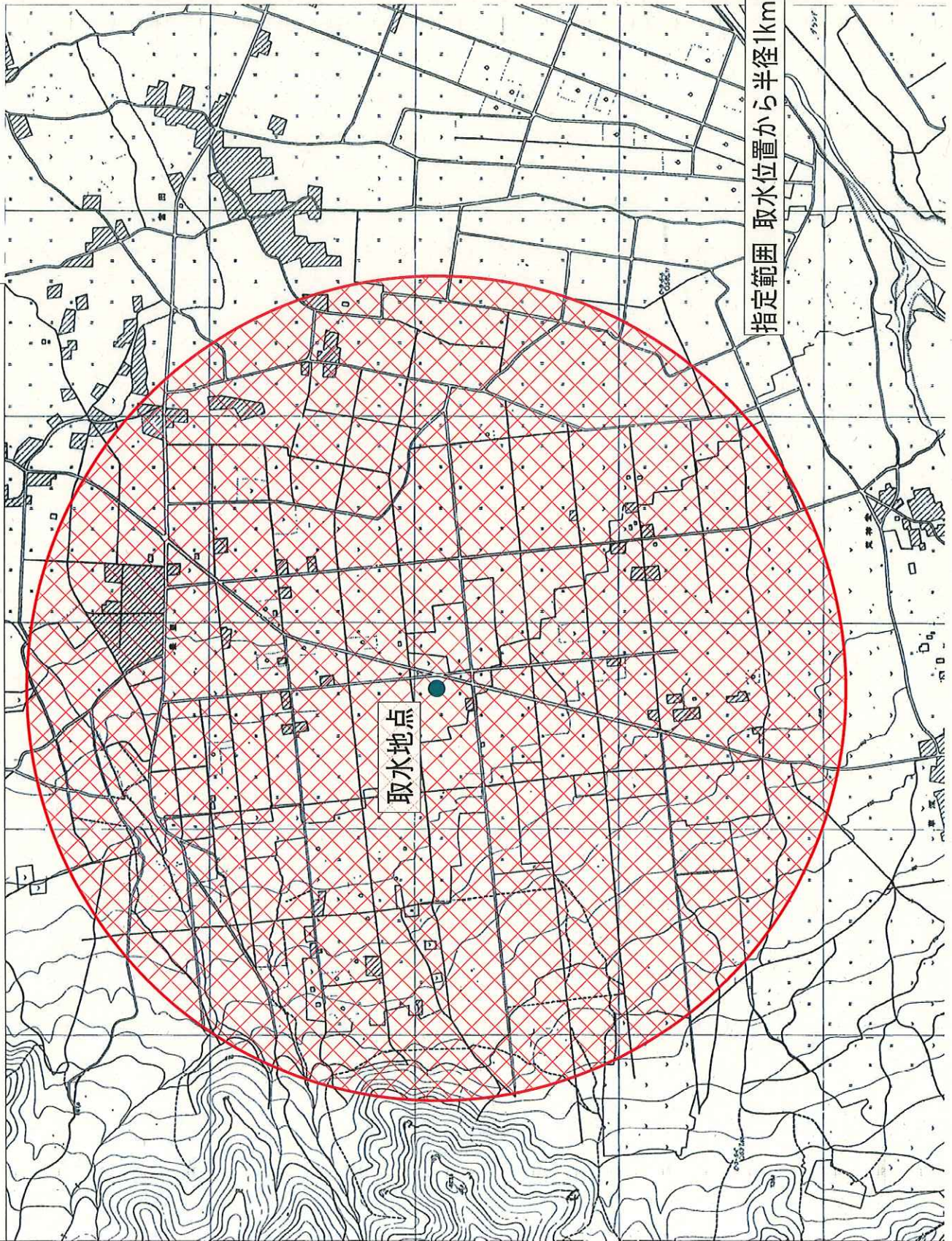
配

配

取水地点



水資源保全地域の指定範囲イメージ（井戸の場合）



指定範囲 取水位置から半径1km以内

取水地点

水資源保全地域の指定範囲イメージ（井戸の場合）

